

国立大学法人東京農工大学教育職員の任期に関する規程の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成17年3月28日

国立大学法人東京農工大学長 宮田清藏

17 経教 規程第20号

国立大学法人東京農工大学教育職員の任期に関する規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京農工大学任期に関する規程(16 経教規程第25号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

生物システム応用科学教育部	助手	5年	再任不可	法第5条第1項
---------------	----	----	------	---------

」の次に

「

農学教育部及び農学部	助手	3年	再任可。ただし、1回限りとする。	法第5条第1項
------------	----	----	------------------	---------

」を加える。

附 則(17 経教 規程第20号)

この規程は、平成17年4月1日(以下「施行日」という。)から施行し、別表中の教育研究組織に施行日以降に採用される者について適用する。